農地法第３条の主な許可基準・許可までの流れ

○農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

①所有している農地及び借りている農地のすべてを申請者又は世帯員が効率的に耕作しており、今回の申請農地を効率的に耕作することが見込まれること（全部効率利用要件）

②法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

③申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

④今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

＊下限面積の廃止について

農地法の改正に伴い、令和５年４月１日より下限面積は廃止されました。

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

○農地法第３条許可事務の流れ

申請書の提出／受付－原則として10日～15日

農業委員会（部会）－16日前後

※農業委員会総会（部会）で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

許可書の交付－原則として農業委員会の翌日

※農業委員会事務局でお渡しします。

　　　 　　　　　　　 印鑑をご持参ください。（受領印を押印していただきます。）

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は40日です。）